

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 2 月 19 日

函館地方裁判所民事部

裁判所書記官 赤 川 隆

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 3 月 1 0 日から 令和 8 年 3 月 1 7 日まで	
開札期日	日 時 場 所	令和 8 年 3 月 1 9 日 午前 1 0 時 0 0 分 函館地方裁判所開札場
売却決定 期日	日 時 場 所	令和 8 年 4 月 9 日 午前 9 時 2 0 分 函館地方裁判所民事部
特別売却 実施期間	令和 8 年 3 月 2 4 日から 令和 8 年 3 月 2 5 日まで	
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。	
買受申出の資格の 制限（民事執行規則 3 3 条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。	
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 2 月 1 9 日から当裁判所記録閲覧謄写室に備え置きます。		

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 7 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～3	1,352,000 1,081,600	一括	270,400	37,642	0
1	100,000				
2	72,000				
3	1,180,000				

物 件 目 録

1 所 在 亀田郡七飯町字東大沼

地 番 4 1 2 番 1

地 目 原野

地 積 8 0 1 平方メートル

(現況)

地 目 宅地

2 所 在 亀田郡七飯町字東大沼

地 番 4 1 2 番 2

地 目 原野

地 積 5 5 5 平方メートル

(現況)

地 目 雑種地

3 所 在 亀田郡七飯町字東大沼 4 1 2 番地 1

家屋 番号 4 1 2 番 1

種 類 工場

構 造 木造合金メッキ鋼板ぶき平家建

床 面 積 3 8 . 8 8 平方メートル

(現況)

工場抵当法第二条による機械器具等あり

同機械器具等の目録は、別紙「工場抵当法第 2 条による機械・器具等
目録」記載のとおり

物 件 明 細 書

令和 7年11月26日

函館地方裁判所民事部

裁判所書記官 赤 川 隆

1 不動産の表示

【物件番号1～3】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1～3】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号3】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

1 所 在 亀田郡七飯町字東大沼
地 番 4 1 2 番 1
地 目 原野
地 積 8 0 1 平方メートル

(現況)

地 目 宅地

2 所 在 亀田郡七飯町字東大沼
地 番 4 1 2 番 2
地 目 原野
地 積 5 5 5 平方メートル

(現況)

地 目 雑種地

3 所 在 亀田郡七飯町字東大沼 4 1 2 番地 1
家屋 番号 4 1 2 番 1
種 類 工場
構 造 木造合金メッキ鋼板ぶき平家建
床 面 積 3 8 . 8 8 平方メートル

(現況)

工場抵当法第二条による機械器具等あり
同機械器具等の目録は、別紙「工場抵当法第2条による機械・器具等
目録」記載のとおり

工場抵当法第2条による機械・器具等目録

[illegible]

令和7年(ケ)第24号
令和7年8月 4日受理
令和7年9月10日提出

現況調査報告書

函館地方裁判所

執行官 鶴 見 淳

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 亀田郡七飯町字東大沼
 地 番 4 1 2 番 1
 地 目 原野
 地 積 8 0 1 平方メートル

- 2 所 在 亀田郡七飯町字東大沼
 地 番 4 1 2 番 2
 地 目 原野
 地 積 5 5 5 平方メートル

- 3 所 在 亀田郡七飯町字東大沼 4 1 2 番地 1
 家屋 番号 4 1 2 番 1
 種 類 工場
 構 造 木造合金メッキ鋼板ぶき平家建
 床 面 積 3 8 . 8 8 平方メートル

不動産の表示	「物件目録」のとおり			
住居表示	住居表示なし			
土地	物件1、2			
現況地目	☒ 宅地（物件1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☒ 雑種地（物件2）			
形状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐			
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり			
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）			
その他の事項	「その他の事項」のとおり			
建物	物件3			
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：			
物件目録にない附属建物	☒ ない { 種類： ☐ ある { 構造： 床面積：			
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を工場（空き家）として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり			
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）			
その他の事項	「その他の事項」のとおり			
執行官保管の仮処分	☒ ない { 地方裁判所 支部 令和 年（ ）第 号 ☐ ある { 保管開始日 令和 年 月 日			
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり			

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

その他の事項

■土地について

- 1 本件土地は、物件1、2が物件3の敷地として一体利用されている。なお、敷地内には雑草・雑木が生い茂っている（写真①、②）。
- 2 本件土地は、南西側道路とは概ね等高に接し、北西側道路及び北東側各隣地、並びに南東側隣地とは側溝、あるいは水路を介して概ね等高に接しており、ほぼ平坦地であると思われるが、前記のとおり雑草・雑木が生い茂っているため、その詳細は不明である。なお、本件土地の南東側境界付近の一部が、前記水路として利用されている可能性がある。
- 3 接面道路から本件土地への出入りには、北西側道路との出入口部分を通行するか、南西側道路を通行して出入りすることができる。
- 4 本件土地上に、北海道電力ネットワーク株式会社所有の電柱（本柱1本及び支線1本が契約対象となっているが、本件土地上には本柱1本が設置。）が設置されており、土地所有者会社と電柱敷地利用契約を締結し、毎年3,000円が支払われている。
- 5 本件土地の境界標は、確認することができなかった。本件土地の正確な位置及び形状等は、専門家による調査を要する。

■建物について

- 1 本件建物は、経年により損耗している。
- 2 本件建物内は、食品臭がする。
- 3 本件建物内に、別紙工場抵当法第2条による機械・器具等目録記載の機械のほか、建物所有者会社所有のものと思われる事務用備品、作業台、食品用容器等が残置されている（写真③～⑥）。

以上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年 8月12日 (火) 9:35— 9:45	物件所在地	占有調査 (不在)、外観写真撮影
7年 8月12日 (火) 11:30—11:43	亀田郡七飯町本町	七飯町役場にて固定資産課税資料を調査
7年 8月22日 (金) 9:55—10:45	物件所在地	占有・立入調査 (空き家)、評価人同行、写真撮影
7年 8月22日 (金) 16:29—16:31	函館市千歳町	北海道電力ネットワーク株式会社へ電柱敷地利用契約照会を照会 (返信用封筒添付)
年 月 日 () : — :		
年 月 日 () : — :		
年 月 日 () : — :		

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

☒ 令和 7年 8月22日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人Aを立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

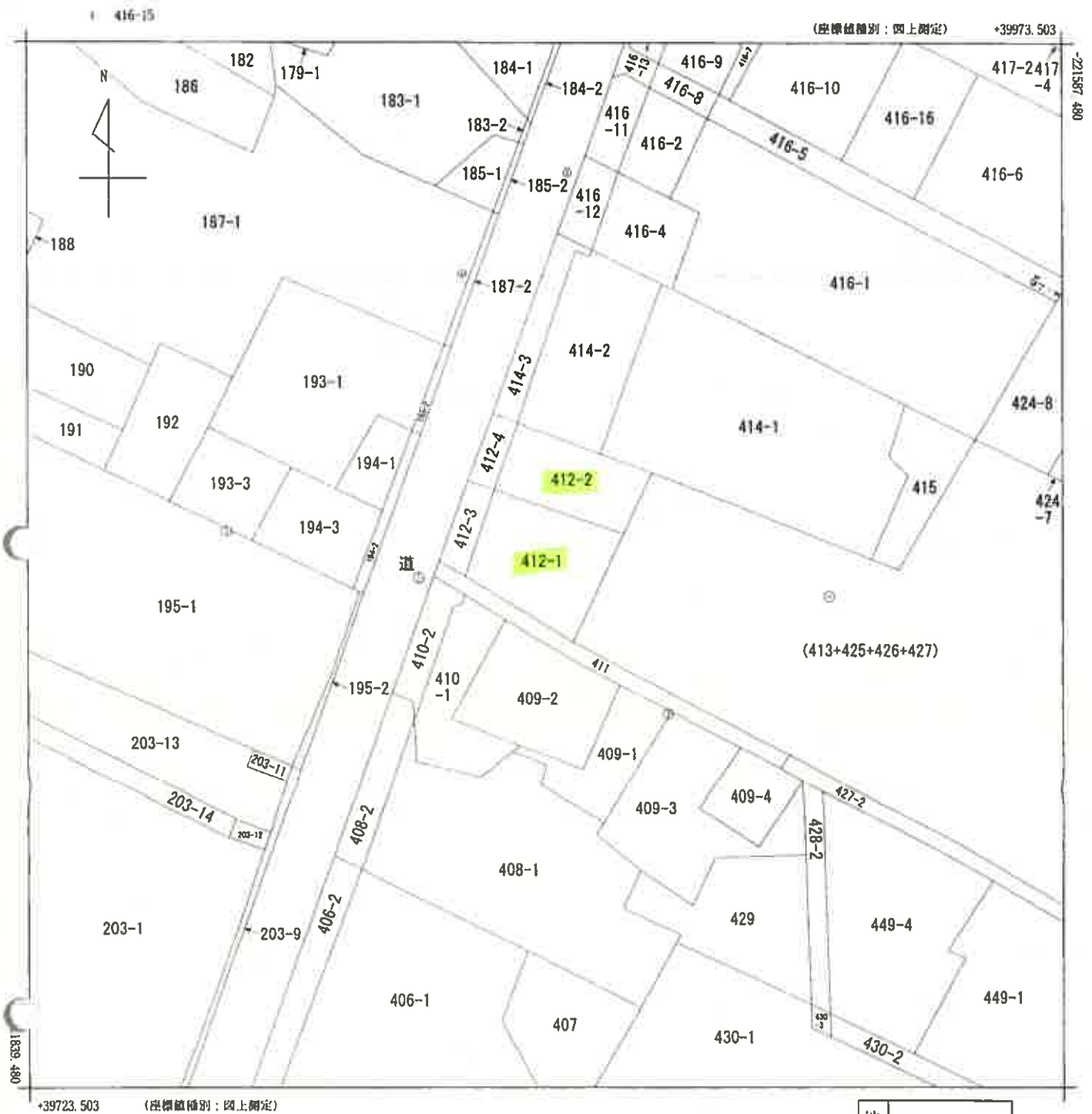
☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

☐

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

工場抵当法第2条による機械・器具等目録

[illegible]



地番区域見出
字東大沼

請求部	所 在	亀田郡七飯町字東大沼					地 番	412番1		
出力縮尺	1/1000	精度区分	乙一	座標系番号又は記号	X I	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日	昭和46年1月				備付年月日(原図)	昭和57年7月7日			補記事項	

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年6月19日
函館地方方法務局

請求番号：28-1
(1/1)

登記官

(6 枚目)

本図面は、A3判をA4判に縮小したものである。

登記年月日：令和3年11月17日

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
令和7年6月19日 函館地方裁判所

本図面は、A3判をA4判に縮小したものである。

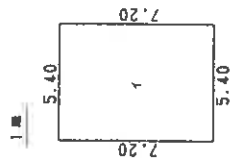
登記官

(7 枚目)

各階平面図

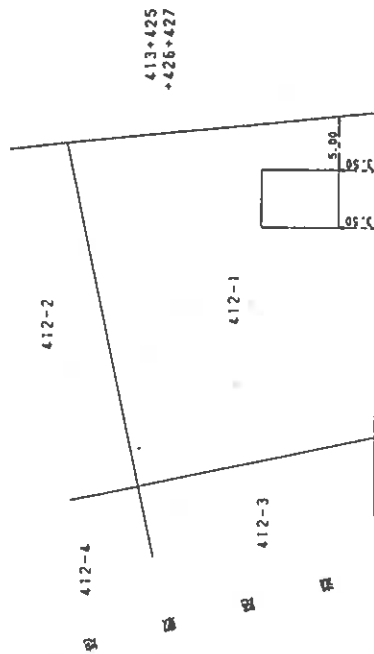
建物平面図

家屋番号	412番1
建物の所在	函館市豊田町東大沼412番地1



求積表

5.40 X 7.20 =	38.8800
合計	38.8800
床面積	38.88㎡



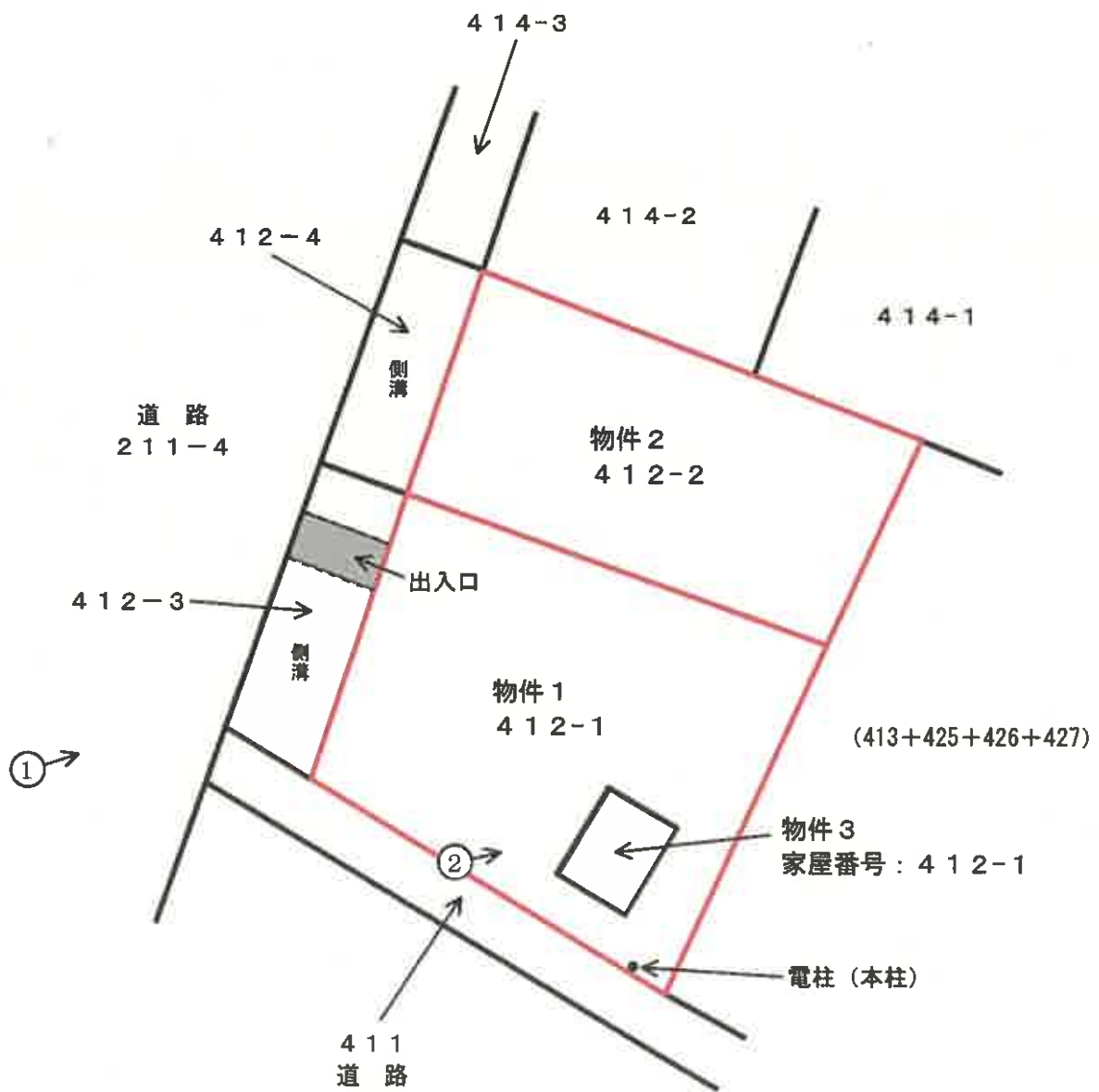
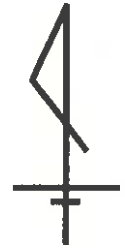
411
函 館 市 地

作製者	250	申請人	縮尺	500
-----	-----	-----	----	-----

(函館土地家屋調査士会用紙)

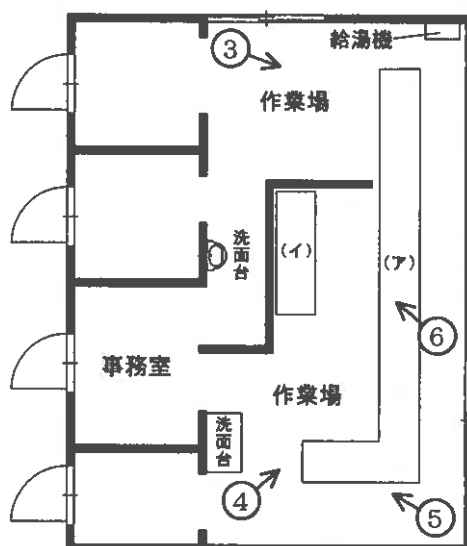
土地建物位置関係図

物件 1 ~ 3



←○ 写真番号・撮影方向
(8 枚目)

建物間取図



(ア) : 小型洗卵選別機

(イ) : 食品機械 (ウォルボックス)

←○ 写真番号・撮影方向
(9 枚目)

写真①



写真②



写真③



写真④



写真⑤



写真⑥



令和7年（ケ）第24号
令和7年8月22日 現地調査
令和7年9月10日 評価

函館地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
竹 内 準

第1 評価額

一 括 価 格	
金 2, 270, 000 円	
内 訳 価 格	
物件1 (土地)	金 180, 000 円
物件2 (土地)	金 120, 000 円
物件3 (建物)	金 1, 970, 000 円

- 1 一括価格は、物件1～3の各不動産について、一括売却(民事執行法61条本文)を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1・2の内訳価格は物件3のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件3の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地目 地積	亀田郡七飯町字東大沼 4 1 2 番 1 原野 ————— 8 0 1 m ²	→ 宅 地
2	所在地 地目 地積	亀田郡七飯町字東大沼 4 1 2 番 2 原野 ————— 5 5 5 m ²	→ 雑種地
3	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	亀田郡七飯町字東大沼 4 1 2 番地 1 4 1 2 番 1 工場 木造合金メッキ鋼板ぶき平家建 3 8 . 8 8 m ²	同 左
番号	特 記 事 項		
3	工場抵当法第2条による機械器具等の目録は別紙のとおり。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 対象土地の概況及び利用状況等（物件1・2）

位置・交通	JR函館本線「大沼」駅の北東方道路距離約6.8kmに位置し、函館バス「東大沼」停の北東方道路距離約550mに位置する。	
付近の状況	幹線道路沿いに、農家住宅が点在するほかは、牧場や採草放牧地、農地、未利用地等がみられる。格別の変動要因はないことから、暫くは現状を維持していくものと予測する。	
主な公法上の規制等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	都市計画区域外 — — — — 景観計画区域
画地条件	物件1・2の一体地（以下、一体地）は、北西側間口約39m、最大奥行約35m、規模1,356㎡のほぼ整形の角地である。 一体地は、ほぼ平坦地と推察されるが、雑草・雑木が生い茂っているため、詳細は不詳である。	
接面道路の状況	一体地は、北西側が幅員約24m（側溝を含む）の舗装道路（建築基準法第42条1項1号道路）に、側溝を介して概ね等高に接面している。また、南西側が幅員約2.5m程度の未舗装道路（建築基準法外道路）に、概ね等高に接面している。	
土地の利用状況	一体地は、物件3の建物の敷地として利用されているほか、上記雑草・雑木が生い茂っている。また、南端付近に電柱（本柱）が設置されている。 （詳細は別添「土地建物位置関係図」及び執行官「現況調査報告書」参照）	
供給処理施設	上水道 あり ガス配管 なし 下水道 なし	

特 記 事 項	①土壌汚染については、現地調査及び土地閉鎖登記簿等による過去の履歴調査等の結果、土壌汚染の可能性は確認できなかった。ただし、評価人としての調査は限界があるため、詳細については専門家による調査を要するものである。 ②一体地は、周知の埋蔵文化財包蔵地には該当していない。 ③境界標が確認できなかったため、詳細については専門家による実測を要するものである。 ④一体地の南東側境界付近の一部が、水路として利用されている可能性がある。当該水路について、役場の担当部署で確認したところ、役場では管理していないとのことであり、水路の使用状況等については不詳である。 ⑤接面道路から一体地への出入りには、北西側道道との出入口部分を通行するか、南西側道路を通行して出入りすることができる。 ⑥一体地の南端付近にある上記電柱について、本件土地所有者と電柱所有会社との間で敷地利用契約が締結されている。 ⑦役場の担当部署によれば、下水道の接続はないとのことであったが、物件3の工場で使用した排水や洗面所からの排水の処理については不詳である。 (詳細は別添「土地建物位置関係図」及び執行官「現況調査報告書」参照)
---------	--

2 建物の概況及び利用状況（物件3）

区 分	主たる建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載）：令和3年11月7日新築 経過年数：約4年 経済的残存耐用年数：約16年
仕 様	構 造：木造 屋 根：合金メッキ鋼板ぶき 外 壁：サイディング貼等 内 壁：ビニールクロス貼等 天 井：ボード貼等 床：防水加工等 設 備：電気等
床面積（現況）	38.88㎡
現況用途等	階 層：平家建 現況用途：工場 間 取 り：別添「建物間取図」参照
品 等	普通
保守管理の状態	経年相応の損傷や汚損が全体的に認められるほか、建物内には残置物があり、現況空家で保守管理の状態は総じて劣る。 （詳細は執行官「現況調査報告書」、別添「建物間取図」参照）
建物の利用状況	執行官「現況調査報告書」参照
特 記 事 項	①物件3は、新築時点では建築基準法第6条第1項第4号に該当したため、建築確認申請及び工事完了検査は不要であったと推察される。 ②現在空家であり、建物設備については動作確認ができず、使用可能かどうかは不明である。 ③物件3内は食品臭が認められる。 ④物件3内に、工場抵当法第2条による機械器具等がある。 （詳細は別紙「機械器具等の表示及び評価」、別添「建物間取図」参照） ⑤物件3内に、建物所有者所有と推察される事務用備品、作業台、食品用容器等の残置物がある。 （詳細は執行官「現況調査報告書」参照） ⑥物件3の用途等から、アスベスト使用の可能性が完全には否定できないため、詳細については専門家による調査を要する。 ⑦上記機械器具等について再利用可能か否か及びリース物件が含まれているか否か不詳である。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1・2（土地）

目的土地（一体地）の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ=オ
1	1,600	0.82	801	0.7	736,000
2	1,600	0.82	555	0.7	510,000
一体地（合計）					1,246,000

ア 標準画地価格：

第6 参考価格資料記載の基準地との規準価格及び類似地域所在の取引事例価格と比準した価格等を考量のうえ標準画地価格を1,600円/㎡と査定した。

イ 個別格差：角地＋3%、道道からの出入口が限定的＝20%

$$(100\% + 3\%) \times (100\% - 20\%) \approx 82\%$$

ウ 地積：登記数量による。

エ 建付減価：建物の用途等を考慮のうえ、－30%と査定した。

② 物件3（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用し求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床 面積(㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ=エ
3	220,000	38.88	0.56	4,790,000

ウ 現価率：（経済的残存耐用年数16年 / 経済的全耐用年数20年）

$$\times (1 - \text{観察減価} 30\%) = 56\%$$

③ 機械器具等（工場抵当法第2条の物件）

本件建物は空家であるものの、製造年から約4年しか経過していない機械器具等であることを踏まえて、機械器具等の現在価格を別紙「機械器具等の表示及び評価」のとおり一式500,000円と判定した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ＝ウ
1	736,000	0.30	法定地上権	221,000
2	510,000	0.30	法定地上権	153,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等をいずれも法定地上権と判定し、その割合を30%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①オ, 1②エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市 場修正 オ	その他の 控除減価 (敷金等) カ	評価額 (円) (ア+イ)×ウ ×エ×オーカ (万円未満切捨)
1	736,000	-221,000		0.5	0.7		180,000
2	510,000	-153,000		0.5	0.7		120,000
3	4,790,000	+374,000	1.0	0.5	0.7	1.0	1,800,000
	機械器具等：500,000		—	0.5	0.7		170,000
	物件 3 計						1,970,000
一括価格 (合計)							2,270,000

イ 土地利用権等価格の控除及び加算

物件3の加算額は、物件1・2の控除額の合計である。

物件1 物件2

221,000円 + 153,000円 = 374,000円

ウ 占有減価修正：特にない。

エ 市場性修正率：取引市場における中古の工場等の価格水準に加えて、一体地の南東側境界付近の一部が水路として利用されている可能性がありまた水路の使用状況等については不詳であること、物件3は空家であるため設備等の動作確認ができず使用可能か不明であること、上記機械器具や動産などの残置物があること、排水の関係が不詳であること、アスベスト使用の可能性が完全には否定できないこと、機械器具等について再利用可能か否か及びリース物件が含まれているか否か不詳であること、小規模な

工場に対する需要は相当低いと推察されること等を総合的に考慮して、市場性修正率として 0.5 を乗じた。

オ 競売市場修正率：第 2 の評価条件欄記載の不動産競売市場の特殊性、及び、本件の競売市場における市場性等を勘案のうえ、競売市場修正率として 0.7 を乗じた。

カ その他の控除減価（敷金等）：特にない。

第 6 参考価格資料

1 地価調査価格（七飯－1）

所 在：亀田郡七飯町字大沼町 8 1 3 番 5 7
価 格：6,500 円／ m^2
位 置：JR 函館本線「大沼」駅の南東方道路距離約 550 m に位置する。
価 格 時 点：令和 6 年 7 月 1 日
地 積：281 m^2
供給処理施設：水道、下水道
接 面 街 路：北東側 4.5 m 町道に接面
用途指定等：都市計画区域外
地域の概要：一般住宅の中に空地が多い住宅地域

2 固定資産税評価額（令和 7 年度）

物件 1 1,074,942 円
物件 2 446,775 円
物件 3 1,623,642 円

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格である。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質が異なるものである。

第 7 附属資料の表示

- 別紙 機械器具等の表示及び評価
- 1 受命物件の所在位置略図
 - 2 公図写
 - 3 地積測量図写
 - 4 建物図面写・各階平面図写
 - 5 土地建物位置関係図
 - 6 建物間取図

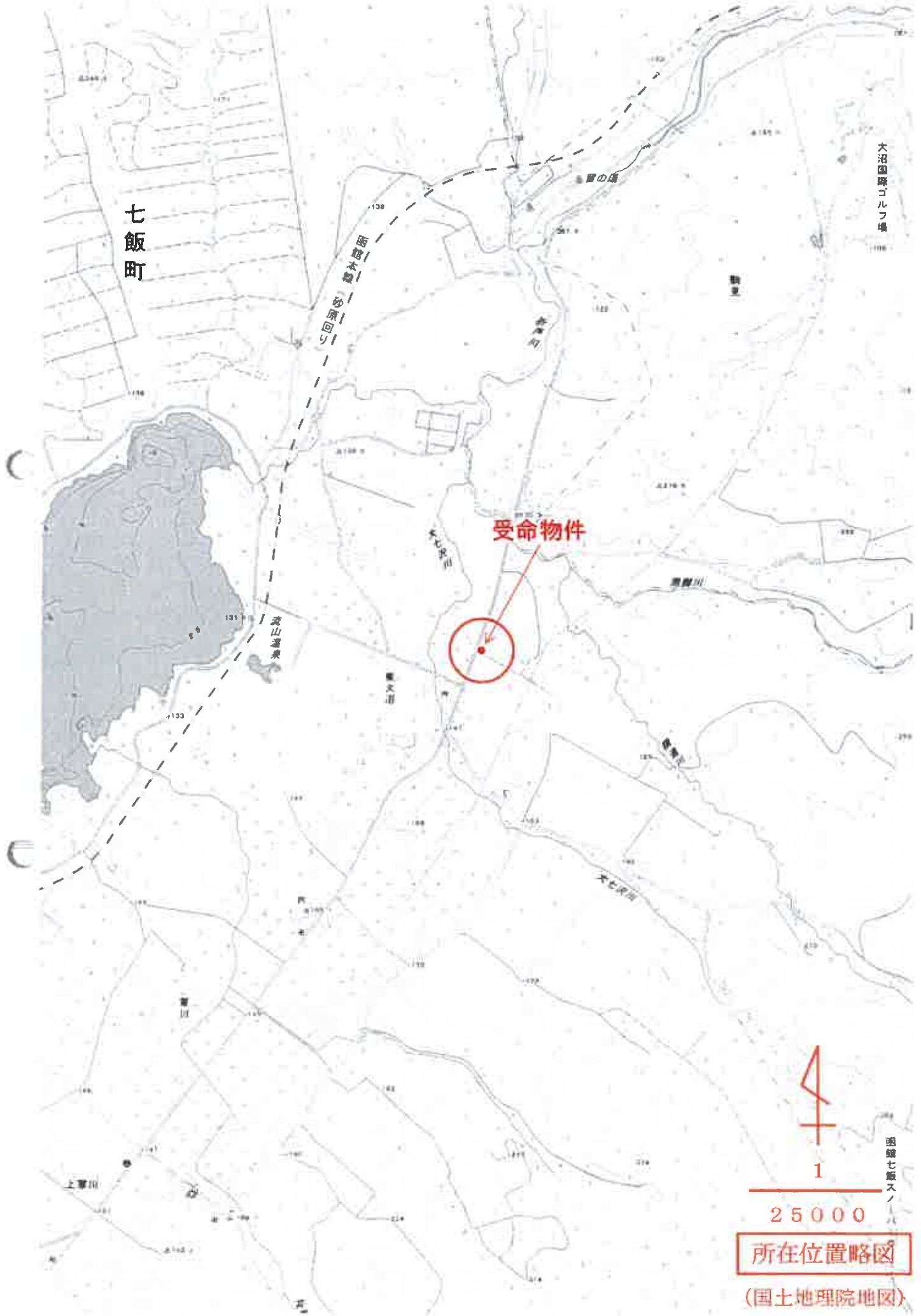
以 上

C

C

C

設置場所		No.	種類	メーカー名	型式	製造年	査定価格 (円)
物件3	作業場	(ア)	小型洗卵選別機	共和機械株式会社	US-36	2021	500,000
"	"	(イ)	食品機械(ウオルボックス)	不詳	不詳	不詳	0円
合 計							500,000

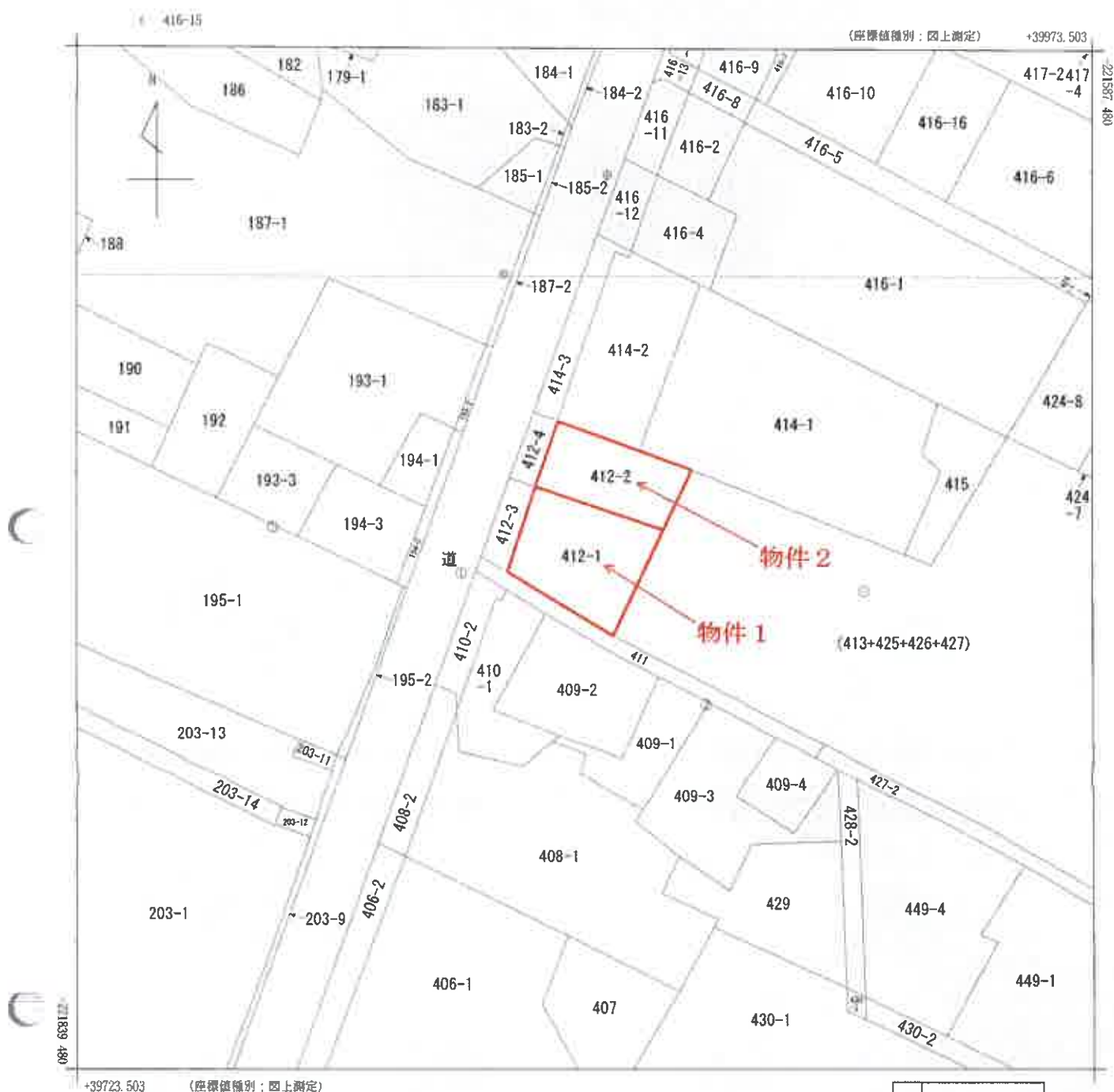


七飯町

大沼国際ゴルフ場

受命物件

4
1
25000
所在位置略図
(国土地理院地図)



地番区域見出
字東大沼

本図面は、A3判をA4判に縮小したものである。

請 部 分	所 在					地 番		412番1				
出 縮	力 尺	1/1000	精 区 分	乙	座 番 は	標 系 又 記 号	X I	分 類	地図(法第14条第1項)		種 類	地籍図
作 成 年 月 日		昭和46年1月				備 付 年 月 日 (原図)		昭和57年7月7日		補 記 事 項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

公図写

令和7年6月19日
函館地方法務局

請求番号：28-1

登記官

(1/1)

登記年月日：平成25年11月25日

これは図面に転写されている内容を証明した図面である。
令和7年6月19日 函館地方方法務局

地図番号	境界線の種類及び境界線の記号又は点名			不	統
S-41	種類	コンクリート壁			
	区画				
	新設				
与点の座標	① 公共基準点	口、図、換、点	ハ、登記基準点	ニ	
与点の成果	境界測量成果(測量年度2011) 11系				

点	名	X	Y	備	量
1線	K23-1-1	-221,572.300	39,881.223	金	属
3線	K23-3-2	-222,182.371	39,725.476	"	"
3線	K23-3-3	-222,415.976	39,343.603	"	"
4線	I-26	-221,711.008	39,821.888	金	属
4線	I-27	-221,675.129	39,835.213	"	"

座標変換表

地番	(1) 412-1	Xn	Yn	$(X_{n+1} - X_n - 1) \cdot Y_n$	距離
R17-1	-221,716.305	39,829.487	-1,463,454.840841	30,310	
KY1138	-221,731.799	39,855.538	424,102.779554	71,801	
KY1137	-221,705.664	39,867.640	1,464,854.694530	32,827	
R17-2	-221,695.056	39,838.574	-423,900.983834	22,400	
		積	算	1,003,451,603	
		積	算	801,825,8015	
				801	m

地番	(2) 412-3	Xn	Yn	$(X_{n+1} - X_n - 1) \cdot Y_n$	距離
KY1135	-221,712.579	39,823.222	-932,468.143150	1,248	
R17-1	-221,716.305	39,829.487	697,832.100101	22,405	
R17-2	-221,695.056	39,838.574	932,773.380210	6,701	
KY1136	-221,682.890	39,830.233	-697,845.172859	20,900	
		積	算	299,554,922	
		積	算	149,782,4610	
				149	m

合 計 951,008,2625

測量年月日(平成24年 9月30日)

官公署証明番号	平成 年 月 日
作製者	(平成 24 年 9 月 18日作成)

申請人

500

請求番号・28-2 本図面は、A3判をA4判に縮小したものである。

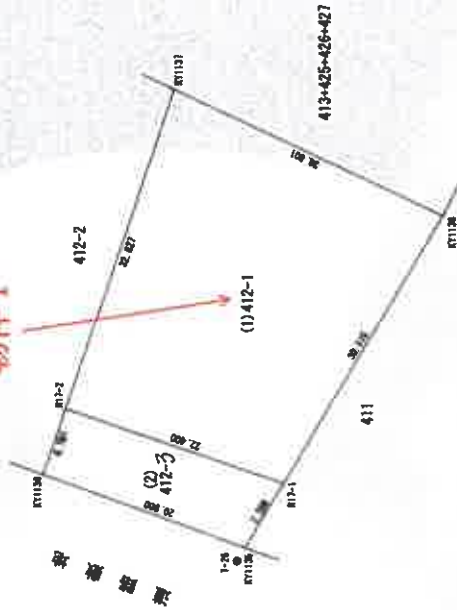
地積測量図号

地番 412-1, 412-3
土地積 土地積
土地の所在 亀田郡七飯町字東大沼



● 1:27

物件1



境界線

413-425-426-427

411

412-2

412-3

411

411

本図は縮小して複製されたものである。
 縮小率は、A3判をA4判に縮小したものである。

地図番号	境界線の種類及び境界線の記号又は地名		
S-41	種類	コンクリート欄	印
	既設		
	新設		
号点の種別	④ 公共基準点	口 国 標 点	ハ 登記基準点
号点の成果	世界測地系(測地成果2011) 11系		

点 名	X	Y	備 考
1線 123-1-1	-221,572.300	39,861.223	金 庫 裏
3線 123-3-2	-222,182.377	39,725.476	"
3線 123-3-3	-222,415.976	39,343.003	"
4線 1-26	-221,711.854	39,821.868	金 庫 裏
4線 1-27	-221,675.129	39,835.213	"

座 標 求 算 表

地 番	(1) 412-2	X_n	Y_n	$(X_{n+1} - X_n)Y_n$	延 算
測 点					
RT1-2	-221,645.054	39,836.574	-1,082,401.54304	32.427	
KY1137	-221,705.664	39,867.640	159,510.427640	18.099	
KY1141	-221,691.055	39,874.405	783,036.614080	13.003	
KY1140	-221,688.528	39,882.215	490,738.312900	21.638	
RT1-3	-221,678.995	39,841.931	-339,771.987588	16.931	
		計 算 値	1,111.775046	555.8875230	
		地 積	555	m ²	

地番 測量	(2) 412-4 Xn	Yn	$(X_{n+1} - X_n)Y_n$	延算
KY1136	-221,492.890	39,830.233	-727,891.506015	6.701
RT1-2	-221,695.056	39,836.574	63,526.195730	16.931
RT1-3	-221,678.995	39,841.931	728,111.289025	6.300
KY1139	-221,676.781	39,835.949	-553,520.789255	17.100
		地積延算	222.187425	
		地積	111.0937125	m ²
			111	

合 計 666.9812355

測量年月日(平成24年 8月30日)

官公署証明番号	平成 年 月 日
作 製 者	(平成 24 年 9 月 18日作成)

申請人

500

登記年月日：令和3年11月17日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年6月19日 函館地方方法務局

登記官

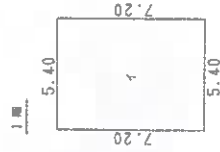
請求番号：28-4

各階平面図

建物図面
各階平面図

家屋番号 412番1

建物の所在 田部七郎町字東六郎412番地1



求積表

5.40 x 7.20 =	38.8800
合計	38.8800
床面積	38.88㎡

物件3

作製者

申請人

縮尺

250

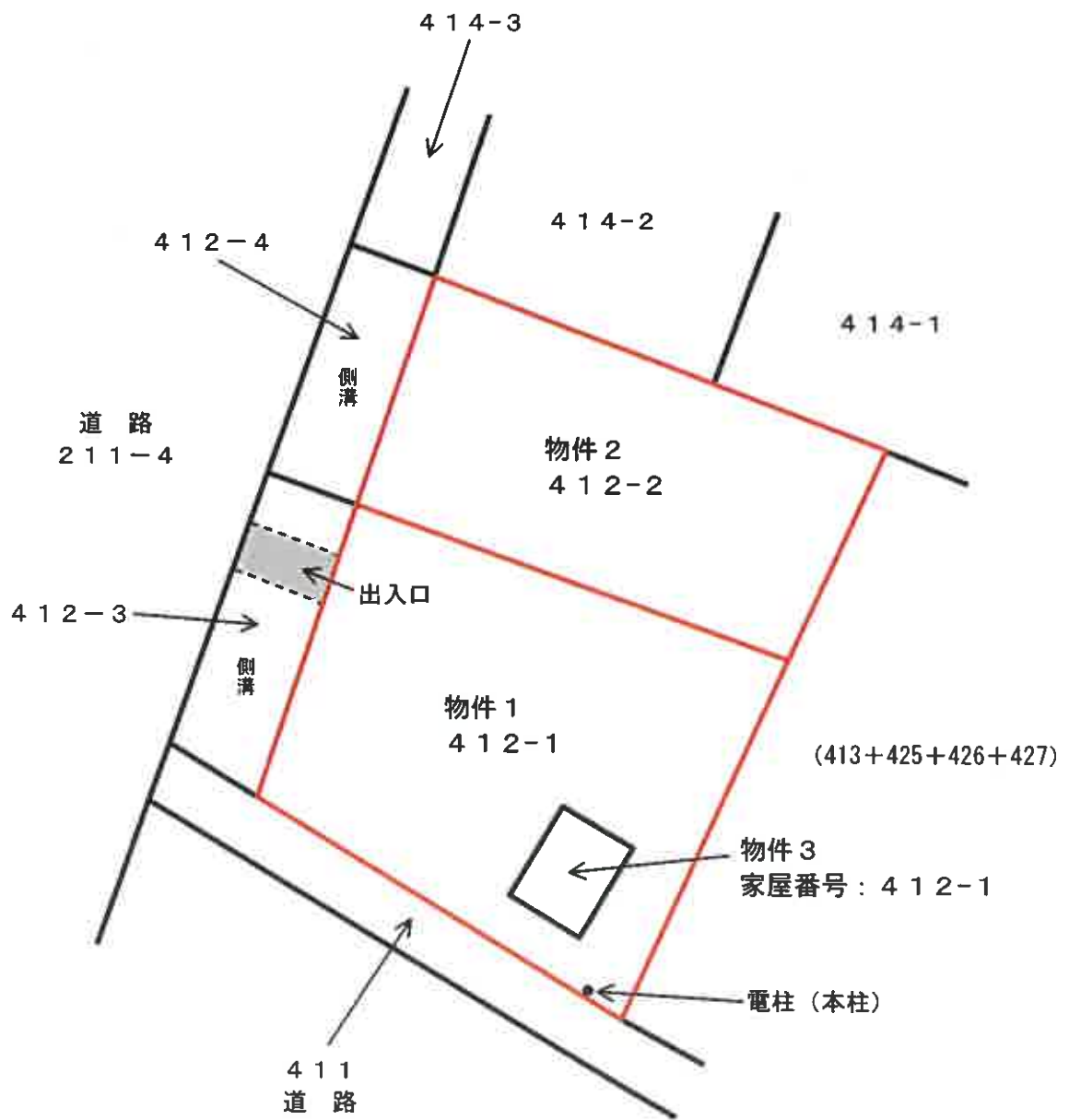
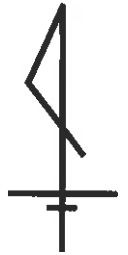
500

(函館土地家屋調査士会用紙)

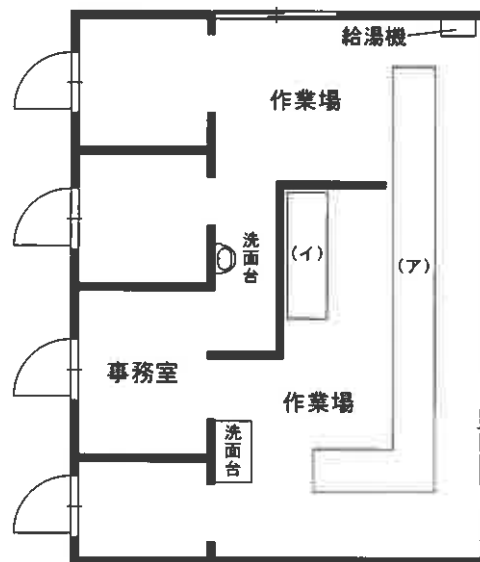
本図面は、A3判をA4判に縮小したものである。

建物図面写・各階平面図写

土地建物位置関係図



建物間取図



(ア) : 小型洗卵選別機

(イ) : 食品機械 (ウオルボックス)